

(厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正)
第十九条 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令(平成十七年厚生労働省令第四十四号)の一部を次の表のように改正する。

改正後

改正前

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
表二(表四)(略)	(略)

別表第一(第三条及び第四条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
表二(表四)(略)	(略)

第二十号 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	(略)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
表一	(略)

別表第二(第五条、第六条及び第七条関係)

(略)	(略)
指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
表一	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略)
(略)	(略)
第八十一条第五項の規定による訪問リハビリテーション計画の交付	(略)

別表第四(第十条及び第十一条関係)

表一

(略)	(略)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準	(略)
(略)	(略)
第八十一条第四項の規定による訪問リハビリテーション計画の交付	(略)

第二十一条 厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正
 (厚生労働省関係地域再生法施行規則の一部改正)
 平成二十八年厚生労働省令第九十四号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

表一 (略)	<p>(略)</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>(略)</p> <p>第八十六条第六号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付</p> <p>第八十五条第五号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付</p> <p>第百二十五条第六号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付</p>	<p>(略)</p> <p>第百十五条第五項の規定による通所リハビリテーション計画の交付</p>
表二 (略)	<p>(略)</p> <p>指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>(略)</p> <p>第八十五条第五号の規定による介護予防訪問リハビリテーション計画の交付</p> <p>第百二十五条第五号の規定による介護予防通所リハビリテーション計画の交付</p>	<p>(略)</p> <p>第百十五条第四項の規定による通所リハビリテーション計画の交付</p>

改正後	<p>(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)</p> <p>第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ二 (略)</p> <p>ホ 当該居宅サービスを行う事業を行う部分に限る。以下このホに患者又は入所者の定員</p> <p>ヘ五 (略)</p> <p>十 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ三 (略)</p>
改正前	<p>(法第十七条の二十四第四項第三号に掲げる事項に関する同意)</p> <p>第十三条 認定市町村は、法第十七条の二十四第六項の規定により都道府県知事の同意を得ようとする場合には、生涯活躍のまち形成事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してするものとする。</p> <p>一〇八 (略)</p> <p>九 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が短期入所療養介護である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ二 (略)</p> <p>ホ 当該居宅サービスを行う事業を行う部分に限る。以下このホにおいて同じ。における入院患者又は入所者の定員(当該事業所が指定居宅サービス等基準第百四十二条第一項第四号に規定する老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である場合にあっては、入院患者の推定数を含む。)</p> <p>ヘ五 (略)</p> <p>十 法第十七条の二十四第四項第三号ハの居宅サービスの種類が特定施設入居者生活介護である場合には、次に掲げる事項</p> <p>イ三 (略)</p>